

平成20年4月25日

関係市町村長様

国土交通省 近畿地方整備局

河川部長 谷本 光司

淀川水系流域委員会（4月22日開催）の審議について

平素より、河川行政に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。淀川水系河川整備計画の策定につきましては、昨年実施した琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会において、地域をあずかる責任者としての的確なご意見を戴きました。さらに、多くの市町村長の皆様から個別のご意見として、それぞれの地域の実情等を踏まえた貴重なご意見も戴いております。皆様から戴いたご意見を踏まえ、一日も早く淀川水系河川整備計画を策定し、着実に安全で快適な地域づくりが進展するよう全力を尽くす所存です。

この度、4月22日に開催された第77回淀川水系流域委員会において、「淀川水系河川整備計画原案に関する意見」について審議されました。流域委員会は河川法の趣旨に基づき学識経験を有する者の専門的見地からの意見を聴く場として設置しており、本来意見書には、その意見についての専門的な見地からの理由や根拠が正確に記述されているべきですが、今回の流域委員会意見は簡単な文書になっています。このため、理由や各委員の専門的意見については委員会での審議の過程や結果を全て議事録形式で添付することで対応することとなっています。このことは委員会でも確認されています。

先日来、流域委員会の審議状況について様々な報道がなされていますが、委員会での正確な全体の審議状況や結果までは示されていないものも見受けられます。

以上のことから、誤解がないように主要な事項についてのそれぞれの事実関係を別紙のとおりまとめましたので送付させていただきます。なお、別紙には各事項についての河川管理者としての考え方も記述させていただいております。

今後、関係住民、関係自治体の長の皆様から戴いたご意見及び今回の流域委員会意見の本文とこれに添付された第75回から77回の委員会議事録（審議状況や結果）について、これらもあわせて総合的に検討し、淀川水系河川整備計画を早期に策定していく所存ですので、皆様には引き続きご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

別 紙

「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見 における主要事項についての事実関係及び河川管理者の考え方

1. 「原案の再提示を求める」について

【意見書】

- ・意見書には「委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める」と記述されています。

【委員会での審議結果等】

- ・委員会では、この事項を意見書に記述するにあたって「委員会には原案の再提示を求める権限はない」との見解に立ち、「再提示されるよう期待する」との趣旨であることが確認されています。

【河川管理者の考え方】

- ・河川整備計画原案は、関係府県知事や関係市町村長から河川法に基づく正規手続きとしてご意見をお聴きするときの河川整備計画案とは異なり、こうした案を詰めていくために事前にご意見をいただく「たたき台」として作成したものであり、改めて作り直す性格のものではないことから、原案を委員会に再提示することは考えておりません。
- ・具体的な意見については、その本文のみならず議事録形式で添付された審議の状況や結果も含めて検討させていただき、委員会に対してさらにわかりやすい説明を適宜行うなど、早急に対応することとしています。
- ・委員会からの意見のみならず、関係住民、関係自治体の長の皆様から戴いたご意見とあわせ総合的に勘案した上で河川整備計画を一日も早く策定していくこととしています。

2. 「ダム建設は不適切」について

【意見書】

- ・意見書には「現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する」と記述されています。

【委員会での審議結果等】

- ・意見書は、整備局の検討及び委員会に対する説明が現時点では不十分であるとの見解を基にした記述であり、「ダムが不要と言っているものではない」ことが確認されています。

【河川管理者の考え方】

- ・各ダムの必要性、緊急性について、委員会のみならず関係住民、関係自治体の長の皆様に対してさらにわかりやすい説明を行いご理解を得たいと考えています。

3. 「ダムは淀川の水位を約 20cm 下げる効果しかなくその効果は限定的」について

【意見書】

- ・意見書では、「ダムがあると水位を約20cm（大戸川ダム19cm、川上ダム20cm）下げ、HWLから2cm水位を下げることができる」、「ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で2パターンであり、限定的である。」と記述されています。

【委員会での審議結果等】

- ・委員会の審議では、「ダムは、ダム直下流から河口まで長い区間にわたって水位を低下させる効果を有する」という意見等、治水・防災分野の過半数の委員がダムが必要であることを述べているなど、ダムによる淀川本川の水位低減量を大きいと見るか小さいと見るか、ダムの効果は有効なのか否かについて委員間でも意見が分かれていたため、単に事実関係のみを記述することとされています。

【河川管理者の考え方】

- ・HWL（計画高水位）は人の命や財産の保護のための安全基準であり、建物の耐震基準や原子力・航空機などの安全基準と同様にわずかでも侵してはならないこと、大戸川ダム・川上ダムは淀川水系全体の治水安全度向上のために必要不可欠な施設であること等について、委員会のみならず関係住民、関係自治体の長の皆様に対してさらにわかりやすい説明を行いご理解を得たいと考えています。

4. 「整備局の検討が不十分 十分な説明がなされていない」について

【意見書】

- ・意見書には、「整備局のこれまでの説明は、ダムがどうしても必要であることについて十分説得的な内容になっておらず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であり不十分である」と記述されています。

【河川管理者の考え方】

- ・平成19年8月の原案提示から約8ヶ月の間、20回の委員会が開催され審議時間数も80時間を超え、また2600頁を越える説明資料を作成し、1500件もの質問に回答するなど誠心誠意対応してきました。
- ・河川管理者としては、各ダムの必要性、緊急性について、委員会のみならず関係住民、関係自治体に対して引き続きわかりやすい説明を行いご理解を得たいと考えています。